

平成 26 年 3 月 19 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月19日（最終日）

- 日程第1 議案第4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第2 議案第5号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第6号 南知多町災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対
する災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第7号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第8号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第9号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第7 議案第10号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第11号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第12号 南知多町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第10 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）
- 日程第11 議案第14号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第15号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第16号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第17号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2
号）
- 日程第15 議案第18号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1
号）
- 日程第16 議案第19号 平成26年度南知多町一般会計予算
- 日程第17 議案第20号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第21号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第22号 平成26年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第23号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第21 議案第24号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第22 議案第25号 平成26年度南知多町水道事業会計予算

- 日程第23 請願第1号 新聞の軽減税率に関する請願
- 日程第24 発議第26号 新聞の軽減税率に関する意見書
- 日程第25 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（篠島渡船施設整備工事））
- 日程第26 発議第27号 南知多もぎたてみかん酒及び知多産の日本酒で乾杯を推進する条例の制定について
- 日程第27 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 石黒正重 | 2番 | 福田千恵子 |
| 3番 | 高原典之 | 4番 | 清水英勝 |
| 5番 | 藤井満久 | 7番 | 吉原一治 |
| 8番 | 鳥居恵子 | 9番 | 松本保 |
| 10番 | 鈴川和彦 | 11番 | 榎本芳三 |
| 12番 | 榎戸陵友 | | |

欠席議員（1名）

| | |
|----|------|
| 6番 | 山下節子 |
|----|------|

4 説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 町長 | 石黒和彦 | 副町長 | 鳥居敏正 |
| 総務部長 | 渡辺三郎 | 総務課長 | 大岩良三 |
| 検査財政課長 | 鈴木正則 | 防災安全課長 | 石黒廣輝 |
| 税務課長 | 鈴木喜雅 | 企画部長 | 齋藤恵吾 |
| 企画課長 | 林昭利 | 地域振興課長 | 鈴木良一 |
| 建設経済部長 | 平山康雄 | 建設課長 | 吉村仁志 |
| 産業振興課長 | 北川眞木夫 | 水道課長 | 石堂和重 |

| | | | |
|----------------|-------|--------|------|
| 厚生部長 | 早川哲司 | 住民課長 | 宮地廣二 |
| 福祉課長 | 河合高 | 環境課長 | 田中章介 |
| 保健介護課長 | 石堂登久則 | 教 育 長 | 大森宏隆 |
| 学校教育課長 | 内田静治 | 社会教育課長 | 石川芳直 |
| 学校給食 センター所長 | 齋藤徳光 | 会計管理者 | 山下 栄 |
| 出納室長 | 柴田幸員 | | |

5 職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|------|-----|------|
| 議会事務局長 | 竹味英季 | 主 査 | 保母公次 |
|--------|------|-----|------|

[開議 9時30分]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

きのうは彼岸の入りということで、「暑さ寒さも彼岸まで」という言葉どおり、大変過ごしやすい季節となりました。もうすぐ新年度であります。心新たに職務に取り組んでいきたいと思っております。

さて、去る3月5日の本会議におきまして各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただきまして、まことにありがとうございました。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、議案第4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る13日、委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、愛知県農業共済組合は新しくできた組織か。答弁としまして、現在、県内6地区にある農業共済組合と連合会を合併して愛知県農業共済組合を設立するものであります。今まで半田にあった知多地区農業共済事務組合は、新組合の半田支所になります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第4号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第5号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、議案第5号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 南知多町災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第3、議案第6号 南知多町災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第4、議案第7号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第5、議案第8号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第8号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第8号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第6、議案第9号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第9号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、町営住宅を取り壊し、更地にした後の予定は。答弁としまして、中狭間住宅については、中洲区の土地を借りているので中洲区に返却します。永峯住宅については、町有地であり行政財産から普通財産への所管がえを行う予定です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第9号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第7、議案第10号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第10号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、廃止する吹越公衆便所と追加する浦磯公園公衆便所はどこにあるのか。答弁としまして、吹越公衆便所は、内海の吹越神社の境内敷地内です。また浦磯公園公衆便所は、篠島の浦磯公園にあります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第10号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第8、議案第11号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第11号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第11号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号 南知多町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第9、議案第12号 南知多町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第12号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る11日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第12号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）

○議長（榎戸陵友君）

日程第10、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第13号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、指定管理者を名鉄海上観光船としたのはなぜか。答弁としまして、指定管理者につきましても、離島という特性から、台風や緊急時に迅速な対応が可能なこと、渡船施設の管理にノウハウがあることなどにより名鉄海上観光船株式会社としました。

次の質疑として、渡船施設の土地はどこかの所有か。また借地の場合は占用料など負担するのか。答弁としまして、渡船施設の土地につきましても、県の漁港用地であり、年間12万円の占用料を県に支払います。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第13号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第14号 平成25年度南知多町一般会計補正予算(第4号)

○議長(榎戸陵友君)

日程第11、議案第14号 平成25年度南知多町一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(松本 保君)

ただいま上程されました議案第14号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について、質疑としまして、内海中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事に取り組む理由はどうか。答弁としまして、東日本大震災における教訓を受け、学校施設、とりわけ体育館や武道場の天井などの落下防止対策について、できる限り早く対応するべく、国の補助金など特例的な財政支援措置が活用できることとなったため、天井材が設置されている学校の体育館のうち、地区拠点基地として避難所に指定されている内海中学校について、その安全性を早期に確保するため実施するものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(榎戸陵友君)

次に、鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第14号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について、質疑としまして、青年就農給付金が減った理由は何か。答弁としまして、当初、新規就農者を含めた件数で予算計上しましたが、就農を断念した方や、当初予定以外に就農した方を合わせて3件の減となったからです。

検査財政課関係について、質疑としまして、今回の補正予算では、歳入総額が歳出総額を上回ったため財源調整を行ったとの説明があったが、その金額は幾らか。答弁としまして、財政調整基金繰入金の減額分7,104万2,000円であります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第14号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第15号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第12、議案第15号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第15号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、一般被保険者療養給付費の増加の原因は何か。答弁としまして、昨年10月以降の治療で、月額700万円ほどの高額な費用額になっている方がいることなどが考えられます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第15号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第16号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第13、議案第16号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第16号に対する審査の経過並びに結果について御報告申

し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、介護保険システム改修事業委託料は本年度で終了か。答弁としまして、今回の補正予算は消費税率改正のためのシステム改修で、本年度限りのものであります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第16号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第17号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第14、議案第17号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第17号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし

ました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第17号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第18号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第15、議案第18号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第18号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第18号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第19号 平成26年度南知多町一般会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第16、議案第19号 平成26年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第19号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について、質疑としまして、学習・生活支援員賃金が大幅に増額となっているが、その理由は何か。また、支援員について、教員免許など採用要件はどうか。答弁としまして、個別の支援が必要な児童・生徒に対する学習・生活サポートのため1名増員し14名を配置するとともに、基本的な配置日数を週3日から週5日へと拡充することにより増額となったものです。また、学習・生活支援員は、直接、学級全体への教科指導するわけではないため特別な応募資格は設けていませんが、教員免許などの保有者が多くなっています。

次の質疑としまして、小・中学校の教育用備品費が増額となっているが、理由は何か。答弁としまして、小・中学校ともに電子黒板を増設するため、電子黒板用キット及び制御用パソコンなどの購入費用を新たに予算計上したことが主な理由です。

社会教育課関係について、質疑としまして、ブックスタート事業は誰がどこで行うのか。また、本はどうするのか。答弁としまして、読み聞かせグループなどのボランティア

アさんにお願ひし、町保健センターで実施される3から4カ月健診の待ち時間に行っていただきます。本は、各家庭で読んでいただけるように差し上げる予定です。

次の質疑としまして、内田佐平二家整備工事はどの箇所の工事を行うのか。工事後の活用方法はどのように考えているか。答弁としまして、平成26年度は主屋と渡り廊下などの補修を中心に実施します。活用方法については、文化財保護委員さん、有識者の方々と相談しながら決めていきたいと考えています。

学校給食センター関係について、質疑としまして、消耗品費の増額の理由は何か。答弁としまして、現在3種類の食器を使用していますが、劣化などにより汚れが落ちにくくなってきたおかず用の食器を汚れや傷に強い食器に更新する費用を予算計上したことが主な理由です。

次の質疑としまして、公用車についてであるが、平成25年度に1台購入するが、平成26年度でも購入するのか。答弁としまして、平成25年度に篠島配送車を1台購入していますが、平成26年度におきましても日間賀島配送車を1台購入する予定です。

住民課関係について、質疑としまして、住民基本台帳ネットワークシステム機器借上げ料が前年度に比べ増加しているが、その理由は何か。答弁としまして、平成26年1月より新たに5年間のリース契約を締結しており、そのリース料が高くなったことが理由です。

次の質疑としまして、中長期在留者住居地届出等事務費の対象者はどのような方で、何人を想定しているか。答弁としまして、外国人を対象としており、新規に日本で住所登録する者を200人、また既に登録した者のうち住所変更する者を140人と見込んでいます。

福祉課関係について、質疑としまして、社会福祉協議会補助金が増額された内容は何か。また、社会福祉協議会事務局長を事務局内部から登用するのはなぜか。答弁としまして、社会福祉協議会補助金が増額された主なものは人件費の増額です。また、事務局内部からの登用は、社会福祉協議会は地域福祉推進のかなめとして福祉のまちづくりを構築・推進する責務を担う団体です。事務局長の職務は、社会福祉協議会の運営全般を管理監督することであるため、運営全般に精通した人材が事務局長となることが必要であるためです。

次の質疑としまして、子育て支援減税手当はどういう人がもらえるのか、何歳から何歳までもらえるのか。答弁としまして、平成26年1月分の児童手当の特例給付を含む受

給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方です。年齢はゼロ歳から中学生までです。

環境課関係について、質疑としまして、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費のうち、ごみ減量化対策事業の中に新規事業が計上されているが、どのようなものか。答弁としまして、生活排水の汚濁防止とごみの減量化を図るため街頭で町民に水切りネットを配布し、ごみ減量化などの啓発活動を行うものです。

次の質疑としまして、水辺の環境保全事業でEM菌を活用し、百々川へ投入していると思うが、その他の河川はどこか。答弁としまして、内海地区の浜田川、豊浜地区の百々川、片名地区の片名川などへ投入しています。

保健介護課関係について、質疑としまして、高齢者福祉施設、介護保険事業計画は職員で作成できないか。答弁としまして、平成27年度から平成29年度までの保険料や給付費見込みの算出、本年度行ったアンケートの分析、大幅な介護保険制度の改正を事業計画に反映させるなどの専門的な作業があり、職員だけでは困難なために委託をするものです。

次の質疑としまして、健康日本21南知多新計画は何人で策定し、どのような内容のものか。答弁としまして、計画の策定作業は、けんこう南知多プランワーキンググループ推進員約60名で進めていき、内容は、従来の取り組みを評価検討し、南知多町の健康課題を洗い出し、健康で生き生きと過ごすための健康づくりの目標を設定し、行動計画をあらわすものです。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

次に、鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第19号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について、質疑としまして、老朽ため池整備工事の場所はどこか、また用地費の用地を取得する場所はどこか。答弁としまして、老朽ため池整備工事の場所は山

海地区の高座池です。また、用地取得の場所についても高座池で、堤体を補強するための用地を取得するものであります。

次の質疑としまして、港湾管理費の砂除去手数料が平成25年度予算より増額になっているのはなぜか。答弁としまして、平成25年度は内海新港の砂除去を行っておりますが、平成26年度については内海川河口の砂もあわせて除去するためであります。

産業振興課関係について、質疑としまして、商店街発展対策事業費の水銀街路灯等新設・更新事業補助金は街路灯64基設置となっているが、どこに設置するのか。答弁としまして、3商工会に街路灯の新設要望を調査したところ、師崎商工会から64基の設置要望があり、設置する場所としては師崎商工会管内の離島を含めた師崎地区です。

次の質疑としまして、観光宣伝誘致事業費に温泉宣伝用資材として煎餅6,000個とあるが、どのようなものか。答弁としまして、温泉郷煎餅をつくり、観光イベントなどで宣伝用に配布するものです。

地域振興課関係について、質疑としまして、地域振興等支援事業の補助額2分の1と補助金の継続期間が3年の根拠は。答弁としまして、補助額については、全てを町補助金で賄うのではなく、事業実施団体にも責任を持って実施していただくために、補助額2分の1としました。また、補助金の継続期間については、4年目以降は自分たちで自立して事業を実施していただくために、補助期間を3年としました。

税務課関係について、質疑としまして、航空写真撮影業務は新規事業で計上されているが、どういう内容か。答弁としまして、平成21年度に行った事業の更新で、航空写真で撮影したデータをデジタル化し、固定資産検索システムに取り入れ、課税資料とするほか、納税者に対し課税説明を行う際にも使用しています。

次の質疑としましては、御当地ナンバーはいつ交付するのか。答弁としまして、来年の1月から3月ごろの予定です。

防災安全課関係について、質疑としまして、防災対策事業費の臨時職員賃金では、退職自衛官を採用すると聞いているが、どのような役割で、どのくらいの雇用期間を考えているのか。答弁としまして、防災専門官として、平常時は地域防災力の向上を目的として防災訓練での指導、地域防災リーダーの養成及び防災教育等の啓発を行い、災害発生時には自衛隊で培ってきた危機管理対応の経験を生かした災害対応を期待しています。また、雇用期間としては1年単位での雇用契約となります。

次の質疑としまして、危険度判定委託料が計上されているが、空き家等適正管理条例

では、必要により職員に立入調査をさせることができると規定されている。委託する必要があるのか。答弁としまして、建物の外観や部位別の危険度の判定をするためには、高度な知識や経験を有する者による調査が求められることから、建築士に委託して実施することが適当であると考えています。

総務課関係について、質疑としまして、職員数が194人から199人に5人増加しているが、その内訳はどうなっているのか。答弁としまして、一般職の増のうち、単独の指導保育士を福祉課に置くため及び障害保育の充実のため保育士2名を増員しました。また、平成26年度及び平成27年度に大量の定年退職者が見込まれるので、職員採用の平準化を図るため、前倒しで3人増員しました。そのうち、障害者雇用率が2.1%から2.3%に引き上げられたため、1人を障害者枠で採用しました。

検査財政課関係について、質疑としまして、普通交付税についてはどのように算定されるのか。答弁としまして、普通交付税は、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できるように、その財源を国が保障し、交付されますが、必要となる基準財政需要額からその地方公共団体の収入としての基準財政収入額を差し引いた額が財源不足額として算定されています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

1番、石黒正重君。

○1番（石黒正重君）

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、2点にわたって反対討論を述べさせていただきます。

1点、予算書ページ148、149、概要ページ104、105、6款3目農業振興費について反

対の意見を述べさせていただきます。

1. 人・農地プランに位置づけられた中心経営体育成や担い手育成事業費の件でございます。これは、各個人や各法人への予算になります。例えば個人が機械を買う補助金等です。機械を買うことができました、じゃあ頑張ってもうけてくださいという内容になってしまいます。これでは、本質的な対策になっていないのではないのでしょうか。人・農地プランを提案しました農水省は、地域が抱える人と農地の問題を一体的に解決しないとイケない。そのため徹底的な話し合いを行い、解決するための未来の設計図となる人・農地プラン（地域農業マスタープラン）を作成しなければなりませんと述べています。

本町では、地域農業マスタープランはつくったのでしょうか。本町には、6次総合計画（2010年～2020年度）があり、さらに本年度、第4期実施計画が私どもに手渡されました。しかし、ここには重要な足りない点があると思います。これをつくった際、農水省の言う農家の意向確認、中心となる経営体候補との意見交換や農業者へのアンケートは実施して作成されたのでしょうか。地域農業マスタープランは横の政策であります。個々の事業計画は縦の政策です。町の予算は、縦だけの予算になっています。農業者全てが含まれていません。全農業者とともに地域農業マスタープランをつくる、そういう方向をお願いいたします。

2. 農業・漁業の1次産業、水産加工・プラスチック産業の2次産業、観光・サービスの3次産業が連携した6次産業の推進。町内で生産あるいは製造されたすぐれた農林水産物・加工品を「ミーナの恵み」ブランドとして推進する事業費の件でございます。この予算も縦の予算になっています。個々の農家の努力のための予算でございます。地域農業マスタープランがないために縦の予算になっていて、個々の努力中心の予算ではないのでしょうか。

6次産業でもうければいいと言いますが、生産中心の農業・漁業者が立ち上がることは、仕事を犠牲にしないとできません。また、ふだんは生産中心のため、パソコン業務や他の業種との交流はとても難しいのであります。

実は本町には、日間賀島や篠島のように観光を中心とした6次産業があります。また、有機農家やNPOも6次産業を取り入れています。このようなことがもっと研究されてもいいと思います。島についていえば、漁業の6次産業であり、有機農家等については農業の6次産業です。6次産業には、島では商工、観光が横と横をつなぎ、有機農家で

は、消費者とつなげる生協や運搬、イベント・宣伝をやる団体がつなぎ役をやっていません。

南知多は、観光の町を生かし、商工、観光、NPOがつなぎ役となって、全農業者、全漁業者対象の6次を進めていただきたいと思います。したがって、6次産業を生かすには、商工、観光、NPO、消費者団体などから専従等をつくることが重要になってまいります。その育成の費用等も予算化されるとよろしいのじゃないでしょうか。

なお、参考までに町のデータブックを参考にさせていただきましたが、平成12年から平成22年のこの10年間、農家数は減っていません。自給農家が3倍ぐらいにふえています。これは、高齢化の進んだことに対して後継者が育っていないことがわかります。もっと後継者育成のプランが欲しいと思います。

2番、予算概要ページ15、復興増税による個人町民税の使途への反対意見でございます。

町民税が10年間にわたり500円加算、県民税も25年間にわたり500円加算されます。大変住民への負担が長期にわたり継続されるわけであります。復興増税の期間の短縮を考えていただきたい。

さらに、貴重な税金の使途として、私どもの地区で3月9日、防災訓練で高台避難所に当たる貝殻公園へ上った際、多くの住民から夜間の照明がない、避難場所が狭過ぎる、もっと上り口や避難場所をふやすこと、避難所なら休むところ、トイレ、テント、水などを一体どうするつもりですかという声が上がりました。震災から3年もたつのに、住民を守る体制が大変不十分でございます。各地区に任せるのではなく、もっと自主防災組織を有効に使った全地区の声を聞き、それをまとめた全住民の要望に沿った予算化ができないかと考えています。

そこで、以上、反対討論をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩は10時35分までといたします。

〔 休憩 10時25分 〕

〔 再開 10時35分 〕

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第17 議案第20号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第17、議案第20号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第20号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第20号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第21号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第18、議案第21号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第21号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、後期高齢者医療の被保険者は何人いるか。答弁としまして、平成24年度末現在で3,464人、平成26年2月末現在で3,467人です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第21号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第22号 平成26年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第19、議案第22号 平成26年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第22号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第22号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第23号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第20、議案第23号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第23号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第23号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第24号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第21、議案第24号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第24号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、職員人件費負担金700万円の算出根拠は。答弁としまして、職員1人当たりの平均人件費です。

次の質疑としまして、駐車場管理委託料の内容は。答弁としまして、駐車場管理業務、料金収納業務、定期駐車場申し込み受け付け業務、交通整理業務です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第24号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第25号 平成26年度南知多町水道事業会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第22、議案第25号 平成26年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第25号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、企業債の利率は変更できないのか。答弁としまして、借りかえによるものはあるが、利率の変更はできない。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第25号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第23 請願第1号 新聞の軽減税率に関する請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第23、請願第1号 新聞の軽減税率に関する請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました請願第1号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により本請願を採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより請願第1号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって本件は採択されました。

日程第24 発議第26号 新聞の軽減税率に関する意見書

○議長（榎戸陵友君）

日程第24、発議第26号 新聞の軽減税率に関する意見書の件を議題といたします。
趣旨説明を求めます。

10番、鈴木和彦君。

○10番（鈴木和彦君）

発議第26号 新聞の軽減税率に関する意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

提出者は、私、鈴木和彦、賛成者は榎本芳三議員初め4名であります。

本案は、ことし4月の消費税増税によって、国民の知的基盤、民主主義を支える基盤である新聞が各家庭の経済的負担とならないよう、複数税率の導入、軽減税率の適用を実現するための新聞の軽減税率に関する請願が採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣であります。

以上、議員皆様の御賛同をお願いいたしまして、趣旨説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより発議第26号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第25 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（篠島渡船施設整備工事））

○議長（榎戸陵友君）

日程第25、報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（篠島渡船施設整備工事））の件を議題といたします。

報告を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

それでは、報告第2号 専決処分の報告について御報告を申し上げます。

2枚目の専決第2号 工事請負契約の変更についてをごらんください。

平成25年5月31日付議案第35号により議決されました篠島渡船施設整備工事の請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る平成26年3月7日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

変更事項でございますが、契約金額の変更前1億4,962万5,000円を、変更後1億5,446万9,700円とするものでございます。これにつきましては、工事請負費484万4,700円の増額をするものでございます。

次のページを、変更理由書をごらんください。

主な変更内容でございます。1としまして、建具工事においてカーテンレールからパイプシャッターへ変更したことによる増でございます。

2としまして、電気設備工事において専用分電盤を追加したことによる増でございます。

3としまして、浄化槽設備工事において地盤補強材、水かえ費を追加したことによる増でございます。

以上で報告を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって報告を終わります。

日程第26 発議第27号 南知多もぎたてみかん酒及び知多産の日本酒で乾杯を推進する条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第26、発議第27号 南知多もぎたてみかん酒及び知多産の日本酒で乾杯を推進する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番、鈴川和彦君。

○10番（鈴川和彦君）

発議第27号 南知多もぎたてみかん酒及び知多産の日本酒で乾杯を推進する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

提案の理由は、南知多もぎたてみかん酒及び知多産の日本酒による乾杯の習慣を広めることにより、南知多もぎたてみかん酒及び知多産の日本酒の普及の促進を図り、もって産業の振興に寄与するためであります。

1枚はねて、条文をごらんください。

第1条は目的で、先ほど提案理由で申し上げたものです。

第2条は町の役割を、第3条は事業者の役割を、第4条は町民の協力について定めております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、提出者は私、鈴川和彦、賛成者は吉原一治議員初め5名であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより発議第27号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第27 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（榎戸陵友君）

日程第27、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（榎戸陵友君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成26年第1回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 閉会 10時53分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員